

令和4年度診療報酬改定における対応(案)

診 調 組 税 - 2
3 . 1 2 . 2

- 令和2年度の医療機関等の消費税負担(5~10%部分)の診療報酬による補てん状況については、医科、歯科、調剤を合わせた全体の補てん率は103.9%となっており、また、医科全体、歯科、調剤それぞれをみても、補てん不足になっていない状況。
- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響があり、上乘せを行った診療報酬項目の算定回数^①の減少のほか、患者減に伴う課税経費の減少、消毒・マスク・機器整備等の感染対策のための課税経費の増加など、補てん額と負担額の双方にぶれが生じていると考えられ、令和2年度のデータにより、上乘せ点数の厳密な検証を行うことは困難。
- このため、令和4年度診療報酬改定においては、診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わないこととして、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うことが適当ではないか。

【令和2年度の消費税負担の補てん状況】

- 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、103.9%（医業・介護収益に対する補てん差額の割合0.04%）

(1施設・1年間あたり)

| | 医科全体 | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 保険薬局 |
|------------------------------|-----------|-------------|-----------|----------|-----------|
| 報酬上乘せ分 (A) | 4,149千円 | 41,919千円 | 1,094千円 | 730千円 | 498千円 |
| 5%相当負担額 (B) | 4,013千円 | 38,068千円 | 1,258千円 | 705千円 | 442千円 |
| 補てん差額 (A-B) | 136千円 | 3,851千円 | ▲164千円 | 24千円 | 56千円 |
| 補てん率 (A/B) | 103.4% | 110.1% | 87.0% | 103.4% | 112.7% |
| 医業・介護収益 (C) | 352,280千円 | 3,146,022千円 | 126,311千円 | 56,199千円 | 163,462千円 |
| 医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C) | 0.04% | 0.12% | ▲0.13% | 0.04% | 0.03% |
| 集計施設数 | (2,282) | (843) | (1,439) | (492) | (846) |

※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。
 ※ 医業・介護収益には、新型コロナ関連補助金を含まない。